

燕市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部改正について

燕市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成18年燕市条例第125号）の一部を次のように改正するものとする。

平成31年 3 月 1 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

燕市重度心身障害者医療費助成に関する条例(平成18年燕市条例第125号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成30年1月1日から適用する。